

平成17年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成17年6月27日(月曜日)

議事日程第6号

平成17年6月27日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事務調査について
- 日程第3 議案第36号から同第44号まで
- 日程第4 議案第45号から同第49号まで、陳情第2号
- 日程第5 議案第50号、請願第1号及び同第2号、発議第5号
- 日程第6 議案第51号から同第64号まで
- 日程第7 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第8 発議第6号
- 日程第9 発議第7号
- 日程第10 糸魚川市農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 議員派遣について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事務調査について
- 日程第3 議案第36号から同第44号まで
- 日程第4 議案第45号から同第49号まで、陳情第2号
- 日程第5 議案第50号、請願第1号及び同第2号、発議第5号
- 日程第6 議案第51号から同第64号まで
- 日程第7 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第8 発議第6号
- 日程第9 発議第7号
- 日程第10 糸魚川市農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 議員派遣について

応招議員 30名

出席議員 30名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	渡辺	重雄君	4番	中村	実君
5番	大滝	豊君	6番	平野	久樹君
7番	笠原	幸江君	8番	田原	実君
9番	五十嵐	哲夫君	10番	松尾	徹郎君
11番	保坂	良一君	12番	高澤	公君
13番	倉又	稔君	14番	久保田	長門君
15番	樋口	英一君	16番	斉藤	伸一君
17番	伊藤	文博君	18番	伊井澤	一郎君
19番	鈴木	木勢子君	20番	猪又	好郎君
21番	古畑	浩一君	22番	五十嵐	健一郎君
23番	山田	悟君	24番	池亀	宇太郎君
25番	大矢	弘君	26番	畑野	久一君
27番	野本	信行君	28番	関原	一郎君
29番	新保	峰孝君	30番	松田	昇君

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹君	助	役	栗林	雅博君
収	入	役	倉又	孝好君	総務課長	本間	政一君
企	画	課長	野本	忠一郎君	財政課長	荻野	修君
まち	づくり	課長	小掠	裕樹君	市民課長	田上	正一君
福	祉	事務所長	織田	義夫君	健康増進課長	小林	正雄君
商	工	観光課長	田村	邦夫君	農林水産課長	渡辺	和夫君
建	設	課長	吉岡	隆行君	都市整備課長	神喰	重信君
能	生	支所長	小林	忠君	青海支所長	山崎	利行君
会	計	課長	斉藤	隆嗣君	ガス水道局長	松沢	忠一君
消	防	長	白山	紀道君	教育長	小松	敏彦君
教育委員会	教育総務課長	黒坂	系夫君	教育委員会	学校教育課長	長谷川	新平君
教育委員会	生涯学習課長			教育委員会	文化振興課長		
中央公民館	長兼務	山岸	洋一君	歴史民俗資料館	長兼務	田鹿	茂樹君
勤労青少年	ホーム館長兼務			長者ヶ原考古館	長兼務		
監査委員	事務局長	広川	亘君	農業委員会	事務局長	原	義男君

事務局出席職員

副 参 事 小 林 武 夫 君 主 任 主 査 佐 藤 正 巳 君
主 査 高 野 一 夫 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

+

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、田原 実議員、23番、山田 悟議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る6月8日、13日、23日と本日9時30分より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告についてであります。文教民生常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議についてであります。発議第5号、義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める意見書、発議第6号、道路整備促進に関する意見書、発議第7号、特別委員会の設置について、

以上3件が、所定の手続により提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、6月8日の委員会において、常任委員会及び議会運営委員会、特別委員会における委員外議員の発言について協議され、いずれの委員会も委員の発言が終了した後、休憩中に意見を述べるができることとする。なお、議会運営委員会における一人会派のオブザーバー出席により、休憩中の発言、意見、質疑を含むについては、今後の検討課題とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、衣服類貸与規定については、5月24日に確認した内容を一部変更し、貸与品については作業服上下2着、ヘルメット、ベルト、帽子とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、13日、23日の委員会は、特別委員会の設置について協議し、また、合併後の新市における現状と課題の調査を行うため議員派遣を行うこととし、議長発議として最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

文教民生常任委員会の所管事項調査の報告をいたします。

文教民生常任委員会では、会期中にごみ処理施設についての所管事項を調査を行っておりますので報告いたします。

ごみ処理施設について現地視察を行った後、まちづくり課より説明を受けました。また、今回は株式会社日立製作所、国際航業株式会社から3名の参考人の出席を求め調査を行っております。

このたびの調査は、平成17年2月15日、糸魚川地域広域行政組合議会議長名において、同組合理事会代表理事あてに出されたごみ処理施設（炭化システム）の運転引き渡しに関する意見書記載事項が達成されているか否かを確認調査したもので、全員協議会で示された性能確認データをもとに、平成15年3月31日締結の性能保障に関する覚書、及び平成17年3月の運転引き渡し性能試験の残件処理に関する覚書について担当課及び参考人から説明を受け、性能を確認しました。

なお、平成17年1月20日、広域行政組合議会全員協議会において、最終的な引き渡しは新議会、新市長の新体制のもとで、ランニングコスト及びメンテナンスコストを除いて、引き渡しを受ける旨が確認済みでありますので、当委員会としては、当市がごみ処理施設の引き渡しを受けるため、当議会が承認できる状況にあると結論づけました。

以上、文教民生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

1点お伺いいたします。

週5日間、24時間、4週連続ですね、70トン処理、2系列で行う。これは4週連続、最後まで70トン処理が、きちんと行われたのかどうかと、その点を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

ただいまの新保議員の質問についてお答えします。

平成17年1月20日の広域行政組合全員協議会において、この性能試験に入る前の協議といたしまして、ごみは極力ためますけれども、ごみの不足が明らかとなった場合は、片系のみ運転として、極力5日間の連続運転を継続する努力をするということで、片系運転であっても両方とも継続して運転したということで了承願いたいということで、全員協議会では了承して行っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

そうすると覚書の内容を十分満たさなくても条件によっては認めるということ、そういうことを了承したということになるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

そのとおりでございます。

議長（松尾徹郎君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

日程第3．議案第36号から同第44号まで

+

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第36号から同第44号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

本定例会初日に総務財政常任委員会に付託となりました案件は、

議案第36号 糸魚川市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第37号 糸魚川市表彰条例の制定について

議案第38号 糸魚川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第 4 1 号 糸魚川市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第 4 2 号 契約の締結について

議案第 4 3 号 契約の締結について

議案第 4 4 号 契約の締結について

の議案 9 件であります。

去る 6 月 1 5 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第 3 9 号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第 4 0 号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、両議案とも国民健康保険条例の関係から一括説明及び一括審査としております。

担当課より、議案第 3 9 号は、平成 1 7 年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計における必要な賦課総額について、4 月 1 日の基準日における課税の基礎となる課税所得額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数などが決定したことから、医療分にかかる基礎課税額の介護分にかかる納付金課税額の税率及び軽減額の改正と、議案第 4 0 号は、合併協定書において合併前の能生町、青海町の区域にかかる医療分については、5 年間均一課税とされていることから、糸魚川市国民健康保険税条例とは別に条例を定めており、議案第 3 9 号と同様、国民健康保険事業特別会計における必要な賦課総額について、課税基礎となる課税所得などの決定による医療給付分にかかる税率等の改正との説明を受けました。

委員より、改正による納期についての質問に対し、来月 7 月、第 2 期から 9 期に分けて賦課徴収、固定市民税については、第 1 期は 6 月末納期で 1 0 期で徴収する。また、合併 5 年間は 3 地域、それぞれ税率が異なる不均一課税としている医療分については、5 年後は均一の考えとの答弁を受けております。

このような質疑の後、討論を行い、起立採決の結果、議案第 3 9 号及び 4 0 号は、賛成多数により原案可決でありました。

議案第 4 1 号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の策定については、旧能生町、旧青海町が、それぞれ過疎地域に指定されていたが、合併により糸魚川市全域が指定要件に該当し、平成 1 7 年 3 月 1 9 日に指定された。このことにより、過疎地域自立促進計画の策定をするものである。策定にあたっては新市建設計画を基本とし、計画は今年度から平成 2 1 年度までの 5 年間との説明を受けました。

委員より、厳しい財政状況の中で過疎債を最大のチャンスととらえ、積極的にいくべきとの要望がなされ了承しております。

議案第 4 2 号、田沢小学校校舎棟建築工事の契約の締結、及び議案第 4 3 号、田沢小学校校舎棟機械設備工事の契約の締結について、議案第 4 4 号、(仮称)糸魚川市心の総合ケアセンター新築工事の契約の締結の 3 議案については、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はなく、異議なく可決されております。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

総務財政常任委員長に、議案第42号の契約締結についてお尋ねいたします。

ただいまの委員長報告では、若干の質疑があったが、報告するに至らない旨の発言がありましたが、まず、この42号の契約締結は、3月19日に新市がスタートし、10億円を超える金額の契約は初めてになるかと思えます。そこでこの委員会として、まず、入札の制度、つまり新市になりましたが、旧市町の入札制度を適用するというので、新潟にあります株式会社熊谷組が青海方式といいますが、青海の入札制度で落札しているわけですが、まず、この入札制度について、委員会では若干の質疑の中に含まれているのではないかと思います、どういう審査があったかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

鈴木議員にお答えいたします。

契約の締結の仕方についての質疑があったかとのことでありますが、糸魚川市、能生町、青海町、それぞれの入札の方法についての説明が担当課よりありました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

説明があったということですが、委員会としてそれではこの10億円を超える建設工事が、従来の1市2町の方式でとらなかった場合、つまり新しい市になって新しい市の入札制度をすると混乱をするということで、この旧1市2町の方式をとった旨は、6日の定例議会初日の議案提案のときに私の質問に対して答えておりますが、だれが混乱するのか。市民なのか、執行側である市職員なのか、業者なのか。

このあたりがやはりこの問題は非常に、私は昭和39年建設当時もこの事情を知る市民は、非常にこの入札の方法について不信感を抱いております。私は今、この場で市民の目線に立っての質問をあえてさせていただいたわけですが、委員会ではそのような説明を受けても、審査をしなかったということでもありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔 16 番 齊藤伸一君登壇 〕

16 番（齊藤伸一君）

鈴木議員の今の質問に対しては、何を質問しているのかちょっとわからなかったんですが、総務財政常任委員会においては委員の皆様は、契約の入札の関係についても十分な質疑を行い、納得の上で了承しとるわけでありまして、今ほどの鈴木議員の言うことにすれば、私たち総務財政常任委員会としては、十分な質疑をしてないということになりかねないということで、私としては委員の皆様がしっかりした質疑の上で了承したと、こういう考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19 番（鈴木勢子君）

では最後に、1つだけお尋ねいたします。

契約の相手方、株式会社熊谷組新潟営業所は、旧青海町の入札制度の適用を受けてこのような結果になったわけですが、旧青海町では熊谷組の出先はどこに存在しますか、その1点だけお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔 16 番 齊藤伸一君登壇 〕

16 番（齊藤伸一君）

委員長報告に対する質問とは違い、総務財政常任委員会で審査した中身まで、鈴木議員としては踏み込んだ形ではなかろうかと思っておりますが、私たち総務財政常任委員会としては、委員はもとより一生懸命に行政に対して質問を行い、今回の契約については了承したと、こういうことで思っております。

議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔 29 番 新保峰孝君登壇 〕

29 番（新保峰孝君）

議案第39号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

医療分と介護分の税率及び軽減額についての改正であります。介護分については一本化し、糸

魚川地区 5,300 円、能生地区 1,300 円、青海地区 1,700 円、それぞれ負担増となるとのことであります。

医療分については、糸魚川地区 4,677 円の減、能生地区 1,432 円の増、青海地区 346 円の増となるものであります。総体で見れば 3 地区とも市民負担増となるものであり、反対であります。

議案第 40 号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特例措置に基づき 5 年間は不均一課税とし、6 年目から統一するとの考え方で課税されるものであります。本体の国保税条例改正に伴い改正されるもので、市民負担増につながりますので反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わります。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号、糸魚川市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 37 号、糸魚川市表彰条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 38 号、糸魚川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 39 号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第45号から同第49号まで、陳情第2号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第45号から同第49号まで、陳情第2号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日、当建設産業常任委員会に付託となりました案件は、

議案第45号 市の区域内に新たに生じた土地の確認について

議案第46号 字の変更について

議案第47号 市道の廃止について

議案第48号 市道の認定について

議案第49号 市道の変更について

陳情第2号 国民本位の公共事業推進と執行体制拡充、行政サービスの民間化の中止を求める
陳情

以上の議案5件、陳情1件であります。

去る6月16日に現地調査を行うとともに審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案5件についてはいずれも原案可決であり、陳情第2号については不採択であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第47号から議案第49号までの市道関係について、議案参考資料の路線図をわかりやすく表示してほしいとの意見があり、担当課としては、市道の位置を特定できるような参考資料を作成していきたいとの答弁でありました。

その他については特段の質疑なく、異議なく了承しております。

続いて、陳情第2号、国民本位の公共事業推進と執行体制拡充、行政サービスの民間化の中心を求める陳情については、起立採決の結果、起立少数のため不採択となったものであります。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

陳情第2号、国民本位の公共事業推進と執行体制拡充、行政サービスの民間化の中止を求める陳情について、基本的に賛成であります。

7.11水害から10年が経過しております。昨年の7.13水害、10.23中越地震の被害状況からも、公共事業を国土環境保全、防災優先に転換することが、多くの国民の声にこたえるものであると考えます。同時に、国民の意見を計画段階から十分反映させる取り組みは既に行われてきているところであり、方針を策定し、一層充実させることも当然のこととあります。

当地域のように中小建設業の多いところでは、中小建設業と、そこに働く人たちの処遇改善に留意することは大事なことであります。国家公務員の一律の定員削減は行わず、実態に応じた定員を確保することも当然ですし、国の責任を放棄するような市場化万能主義はよくないと考えます。厳しい経済状況の中で、災害の多い当地域にとって公共事業総額の削減が図られる中、生活密着型国土環境保全、防災対策優先に転換させることこそ重要なことと考えるので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第46号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第47号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、市道の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号、国民本位の公共事業推進と執行体制拡充、行政サービスの民間化の中止を求める陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第5 . 議案第50号、請願第1号及び同第2号、発議第5号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第50号、請願第1号及び同第2号、発議第5号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第5号の説明を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本議会初日に、文教民生常任委員会に付託となりました案件は、議案第50号 上越広域伝染病院組合規約の変更について

請願第 1 号 30 人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める請願

請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願

の合計 3 案件です。

以上の案件につきましては、去る 6 月 17 日に審査が終了しております。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第 50 号については原案可決、請願第 1 号は不採択、請願第 2 号は採択であります。

議案第 50 号、上越広域伝染病院組合規約の変更については、特段報告すべき事項はなく、異議なく了承しております。

請願第 1 号、30 人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める請願は、審査の過程で、採択すべきという意見と、本当の意味での学校教育の中身について勉強する必要があるなどの意見があり、慎重審査を経た後、起立採決の結果、賛成少数で不採択となったものであります。

請願第 2 号、義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願については、請願趣旨を妥当と認め、全会一致により採択となりました。

これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 5 号を提出いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

では、意見書を読み上げまして意見書案といたします。

義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書

現在、国が推し進めています「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となっております。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について正しい理解と協働、自主及び自立の精神を養う訓練の場であります。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

地方間の財政力の格差により、優秀な教職員の確保に格差を生じさせないためにも、また、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいっても、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠なものであり、国の財政負担と責任において行われるべきものです。

国の財政が厳しい状況にあることは承知をしていますが、教育的視点に立って以下の事項を強く要望します。

- 1 国の責任と義務において、教育の全国水準の維持向上を保障するため、義務教育費国庫負担制度を現行維持すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の対象職員として学校事務職員、学校栄養職員、中学校教職員を引き続き堅持すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤議員。

16番（斉藤伸一君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となっています請願第1号、30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実に求める請願については、全国で30人以下学級を実現して生徒児童に豊かな教育を保障しようという父母、教師などの運動が十数年にわたり、毎年、請願署名を集め、また、その声を反映して多くの自治体が意見書を採択しております。

新潟県においても、小学校1、2年生に対し少人数学級を実施していることから、当系魚川市議会において引き続き調査検討が必要とのことにより、継続審査とすることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ただいま斉藤議員から請願第1号、30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実に求める請願について、継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 開議

議長（松尾徹郎君）

会議を再開いたします。

継続審査とすることの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

暫時休憩願います。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

議長（松尾徹郎君）

再開いたします。

この採決は起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、請願第1号、30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める請願について、継続審査とすることの動議は可決されました。

請願第1号、30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める請願については、閉会中の継続審査とし、文教民生常任委員会へ再付託いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号、上越広域伝染病院組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第5号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第5号、義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第2号、義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第 6 . 議案第 5 1 号から同第 6 4 号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 6、議案第 5 1 号から同第 6 4 号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔21番 畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

それでは、予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました案件について、去る6月20日から23日にわたり委員会を開催し、審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

議案第 5 1 号 糸魚川市一般会計予算、議案第 5 2 号から同第 6 2 号までの特別会計予算、議案第 6 3 号、同第 6 4 号の事業会計予算の計 1 4 議案につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審議の過程における主な意見についてご報告申し上げますが、議長を除く 2 9 名で構成される委員会であることから詳細な報告は省略をさせていただき、ごく簡略化してご報告することにあらかじめご了承を願います。

それでは最初に、2 款、総務費における糸魚川地域ニューにいがた里創プラン 2 , 1 2 0 万円の支出について。

これまで新潟県の 6 0 % 補助で行ってきたが、県の財政状況から今後 4 0 % に補助率を引き下げ、里創プランの内容もより交流の枠を広げるようになど、内容について見直す必要があると指導されているとの説明を受けたが、これに対し本事業は前広域組合議会からも事業の見直し、予算のあり方について意見集約がなされている。県知事の肝入りで始まった事業であり、長期にわたり高額な予算で計画されている。補助率のダウンには納得できない。今後の進め方も含め県との協議を進め、企画自体の見直しをしていただきたい旨の要望がなされました。

次に、4 款、衛生費、総合健康センターにおいて基本計画策定業務委託について。

行政として基本的な目標がなく、具体性に乏しい。前広域組合議会でも現施設の老朽化に伴い、先進地視察などを行い協議してきた経過もある。市民の健康づくりに基本的にどう寄与できるか骨格を煮詰め、庁内で十分協議して計画策定に取り組んでほしいとの意見に対し、高齢化時代に向けて市民の健康増進の核施設を目指し、これまでの協議内容や現施設の機能維持も含めて、計画策定に向けて十分に庁内で協議、検討し、提案させていただきたいとの答弁がなされました。

次に、8 款、土木費における街路事業費、中央大通り線の整備計画について。

第 3 期計画の白馬通りから国道 1 4 8 号線との接続について質疑があり、現在、糸魚川駅前の県道が完成後、3 期工事区間に着手する計画であったが、財政上の理由もあり伸び伸びとなってきた。

昨年より改めて調査を開始したが、国道148号線と大系線との立体交差など課題がある。新幹線計画との整合性もかんがみ、平成22年ごろを目途に県と調整、要望を行っていききたいとの答弁がなされ、中央大通り線の整備が進むにつれ148号線との連絡道の整備が遅れ、交通渋滞や事故多発など大きな問題となっている。当初計画そのものが大系線の電化を想定しておらず、立体交差そのものが不可能な状況下であり、これは明らかな設計ミスといえる。基本設計から見直し、早急に対応を図るべきと考えるがどうかとの質疑に、ご指摘についてはそのとおりであり、ルートについても3、4通りの案を検討しているが、既に都市計画決定をしており、地権者の感情などもあり苦慮している。即事業化とはならないが、重大な問題として受けとめている。早急に煮詰めていききたいとの答弁がなされました。

最後に、10款、教育費、2項、小学校費、3項、中学校費における遠距離通学補助事業について。

遠距離通学補助については、以前より是正が求められていた課題であるが、合併協議の中で明確に能生町の例に合わせるとの確約がなされている。法定協の基準で見直すと補助額の増はどの程度か、新しく該当になる地域はどこかとの質問に、中学校ではおよそ370万円の増、間脇、平牛、大野、今井などの地域でおよそ58名ほどが該当するが、おおよその検討であるとの答弁がなされ、合併協で決まった以上、早急に見直しが必要。市民にとっては受けられる補助が、行政手続上の問題から受けられないでいる状況は問題である。保護者負担に対してお返しすべきではないかとの意見が出され、合併協の決定により調整をしている。同地区での線引きなど地元との協議もあることから、12月までには遡及をし、保護者に負担をお返しすることも含めて結論を出せるように対処していきたいとの答弁がなされました。

なお、本件につきましては、委員会集約とすることに全会一致で決議されております。

集約事項の内容といたしましては、小学校、中学校の遠距離通学補助事業については、速やかに合併条件に照らし合わせ、対処し、保護者の経費軽減に努めること。

時期については、可及的速やかに決定し、また、本年度の事業実施が決定された場合には、合併時に逆戻り還付することです。

このほか活発な論議がされておりますが、報告は省略させていただきます。

最後に、予備日まで含め4日間の審査、また、委員会開始時間を1時間早めたり延長したりと、長期間、長時間にわたる委員会審査にご協力を賜り、ありがとうございました。心より御礼を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ご苦労さまでございました。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより10分間休憩いたします。再開は11時10分です。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第51号、平成17年度系魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

合併後の新系魚川市における最初の新年度予算であります。当初予算額は約285億円で、対前年の1市2町広域行政組合のダブリを除いた合算数値とほぼ同じとのことであります。

歳出では、款でいうと土木費が20.3%、公債費が17.3%、民生費が14.7%となっております。歳出でふえているのは普通建設費で約6億円、減っているのは人件費で約3億3,000万円であります。市町村合併は究極の自治体のリストラとも言われますが、公共事業の大盤振る舞いも大きな問題となっております。

当市の新市建設計画においても、施設建設がメジロ押しであります。合併したからといって人口がふえ、財政が豊かになるわけではありません。市民の切実な要望にこたえる福祉、暮らし最優先の市政が必要ではないかと考えます。公共事業王国と言われた新潟県においても、平成15年度決算で県内20市の平均は民生費の割合が21.4%、土木費が16.6%であります。地方自治体の仕事は、住民の福祉の増進を図ることが基本であります。当市においても、暮らし応援の市政にしていけることが必要であります。

4款、衛生費では須沢の総合健康センター整備事業として、基本計画策定業務委託料500万円が計上されております。新市建設計画では、16億円の概算事業費を見込んでいるものであります。現施設は建設されて30年であります。耐震化も含め補強すればまだ使えますし、広い市域の中で健康づくりの拠点化は、いかななものかと考えるものであります。

う蝕予防事業については論争中のものであり、このようなものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことでありと考えます。

7款、商工費では、スカイパーク事業がありますが、市の支出の限度額を定めて、それに沿って経営努力すべきだと思います。第3セクターは無責任になりやすいものでありますから、一層気を引き締めて取り組まなければならないものと思いますが、明確な市の持ち出しの限度がなく、あやふやな形になっております。すっきりさせるべきであります。

10款、教育費では、中学生海外派遣事業、アメリカとオーストラリアに40名派遣の添乗業務委託料と補助金と約1,000万円ありますが、40名という限られた枠の中での取り組みであります。自己負担もあるということは、経済的に大変な生徒は最初から対象外となりかねないもの

であります。義務教育の段階での取り組みとしてふさわしいかどうか、甚だ疑問であります。視野を広くということであれば、別の取り組みを検討したらどうかと思います。

能生の生涯学習センター建設検討事業、これから内容を検討ということではありますが、新市建設計画では、16億円の概算事業費が見込まれているものであります。建設が予定されているところの施設は、体育館が建築後30年、児童館、図書館が10年等となっているとのことであります。まだ改築せずとも使えると思いますし、必要なら補強などをすればよいのではないかと考えます。使えるものは使って、市民の切実な要望にこたえる姿勢が必要であります。

以上を述べまして、反対討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

議案第51号、平成17年度系魚川市一般会計予算に対し、新政会を代表して賛成討論を行います。

今年度の当市予算は市町合併後、初めての持ち寄りの予算であること。米田新市長就任後、間もないこと。地方自治を取り巻く厳しい財政状況下にあることなどを考慮した場合、市民要望の高い福祉、医療の充実、都市基盤づくり、教育環境の整備、交通ネットワークづくりなどに配意した跡が見受けられます。

中でも歳出において、

1、2款1項4目、企画費で、JR系魚川駅における新幹線と北陸線の接点化の調査委託料を計上されたこと。

2、3款1項7目、老人福祉費で、みやまの里並びにおおさわの里増床施設整備費を計上されていること。

3、4款1項5目、医療対策費で、（仮称）心の総合ケアセンター建設工事で5億3,900万円を計上されていること。

4、8款6項2目、街路事業費で、中央大通り線（4期）で4億682万円、系魚川駅南線の本格着手の3億1,200万円計上されていること。

5、10款2項3目、学校建設費で、田沢小学校整備事業で7億578万円計上されていること。

6、10款3項2目、教育費で、国際化に対応した中学生海外派遣事業1,092万円の計上などは、一定の評価をするものであります。

一方、今後の予算執行にあたり、合併のメリットである行政コストの削減と政策の見直しを進める中で、特に、次の項目について若干の要望をいたすものでございます。

1、3款1項9目、総合福祉センター費中、現施設と器具を生かす指導員の配置を早急に検討、実施していただきたい。

2、4款1項1目、保健衛生総務費中、総合福祉センター整備に伴う基本計画策定業務委託にあたり、当市としての基本方針を庁内でしっかり詰めていただきたい。

3、6款3項3目、漁港整備費中、沿岸住民の要望の強い大和川漁港海岸保全事業として離岸堤の建設ピッチを上げ、早期完成をしていただきたい。

4、7款1項2目、商工業振興費中、海洋深層水利活用事業は、本市としての行政方針をきちんと示していただきたい。

5、8款2項、道路橋りょう費中、道路修繕16路線、新設改良36路線、融雪施設は6地区に及ぶ事業は、今年度の予算成立が例年に比べ約3カ月間遅れております。工期的には余裕はないと思いますが、いずれも住民要望が強く、降雪時期までに事業が完了するようピッチを上げていただきたい。

以上の点を申し上げ、17年度一般会計予算に対する賛成討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

議案第51号、平成17年度系魚川市一般会計予算、その一部を反対いたします。主たるものの反対討論をいたします。

4款、衛生費、保育園、幼稚園、小中学校の集団現場におけるフッ化ナトリウムによるフッ素洗口と、3歳未満児の高濃度のフッ素塗布にかかわる事業についてであります。

昭和56年、新潟県虫歯半減10カ年運動から始まったこの事業は、劇薬指定のフッ化ナトリウムを、当時はWHOを全面に安全性と有効性を保護者へ強調し、専門家の間でも賛否両論の有害性には触れず、推進してきた新潟県の異常さが今日に至っております。

また、これまでの経過でWHOの見解も大きく変わり、医療分野のインフォームドコンセントも社会に定着してきた今日、アレルギー疾患の児童生徒への配慮もなく、同意書ひとつとっても例えば小学校入学時に保護者が提出したものが、そのまま義務教育終了の中学3年までの9年間通用していくことや、嫌な人は申し出るといふ当地域の推進方法がよいのか問われております。強制してはいないというなら、せめて進級年度ごとに同意書を提出する教育的配慮方法をとるべきで、伝染力の強いインフルエンザ予防接種でも、集団現場での対応が大きく変化した経緯と合わせるべきです。

本来、虫歯予防は家庭のしつけとして行うべきで、伝染することのない虫歯を集団現場において毎日行うこと自体、教育現場を混乱させてきました。また、薬剤師の管理のもと、養護教諭もいない現場で毎日行われていることも問題で、去る21日、十日町市内保育園での事故は、翌22日にマスコミ報道されたところであります。この事故を受け県教育委員会や県福祉保健部が各市町村長、教育委員長あてに、フッ素にかかわる適正な管理を通知しました。全くの無害の薬物なら、このような通知も不要であることは言うまでもありません。また本来、親が家庭ですべきことを教育現場に持ち込み、教師が週5回、約50分間、1時間授業に当たる授業を費やして行うことがよいことなのか。このような背景の昨今、薬物に頼らない虫歯予防を進める市町村もあり、冷静に考える時期であると考えます。

次、10款、教育費、中学生の海外派遣事業であります。旧糸魚川市では初めての事業であると思います。国際化社会に対応し、国際理解を目的とするならば義務教育の中で選抜して行うことではなく、ALTの増員配置などもっと別の事業を展開すべきであります。また、国際理解を目的としているなら、なぜ9.11以後、国連決議を無視して報復戦争に進んだアメリカを選んでいるのでしょうか。強国アメリカが今日、地球上で何を行い、どのような方向に進んでいるかを的確に判断しなければならぬのは我々大人たちであり、国際社会や世界の動向を十分理解した事業とはいえないものであります。

次に、計画策定委託料についてです。2款、情報ネット化計画315万2,000円、同じく新幹線残土に伴う計画策定委託料100万円、4款、総合健康センター基本計画500万円などが計上されておりますが、この分野の委託料は、企画力に欠ける自治体がこれまでやってきたパターンで、それを受け、専門にする業者もあるところであります。市長の施政方針では、基本的にはあらゆる面でのつながりをつくるとし、自分たちの住むまちは、市民みずから積極的にとも述べております。市政運営においてこのことが有言実行されるのであれば、あらゆる分野の計画を外部委託をすることは見直されていくことでしょう。

また近年、参加から参画へといわれますが、委託業者が描いた青写真に対して市民の意見を聞くことは、単なる参加で参画とはいえません。今後、先進地を見習い、ホームページなどを活用した、広く市民にパブリックコメントを求めていくことが必要と考えます。

市長施政方針の最後の、多くの市民の知恵と行動力を結び、職員とともに汗をかき、誠心誠意行政の運営にあたる所存であると結んでおります。新生糸魚川市は、できるだけむだを省き、市民参画で、最少の経費で最大の効果を上げるべく市政運営にあたってほしいと願うものであり、議会本来の機能である批判と監視の観点から、私は平成17年度糸魚川市一般会計予算、その一部を反対いたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

議案第51号、平成17年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、米田新糸魚川市長におかれましては、市民・行政・企業が一体となったまちづくりの必要性と、市民力を存分に発揮していくリーダーシップが、今こそ求められているとあいさつされ、ともにつくろう元気なふるさとを合言葉に、つながりをつくろうとして地域振興プランをあげています。また、「市長と話そう新しいまちづくり」と題し、これからのまちづくりや地域のさまざまな課題などについて、市民の皆さんと市長がひざを交えて意見を交換する住民懇談会が、6月からスタートされていることなど、課題解決のために日夜積極的に東奔西走していただいていることに対し、心から敬意を表しますとともに、理事者並びに課長をはじめ職員の皆様には、合併課題の調整や数多くの市民要望等を予算編成に取り入れていただいたご労苦に対し、厚く御礼申し上げます。

さて、歳入予算については、社会経済情勢の推移に慎重な検討を加えた上で、過去の実績、積算基礎などあらゆるデータを用いて綿密に検討、分析し、長期的視野に立った地方財政計画を参考に、的確に算定していただいております。

歳出の「快適都市づくり」では、北陸新幹線建設関連事業をはじめ中央大通り線第4期事業、糸魚川駅南線整備事業、らくらく通勤ハイウエー事業、並びに目玉事業の地域情報ネットワーク事業などを計上しております。

「生活都市づくり」では、大和川地区と鬼舞地区の漁港海岸施設整備事業、梶屋敷地区と上路地区等の公営住宅整備事業、さらに市営早川簡易水道事業が始まります。

「教育文化都市づくり」では、田沢小学校改築事業をはじめ下早川小学校、中能生小学校体育館整備事業の実施設計等や、能生地区の生涯学習センター建設検討事業、40名の中学生海外派遣事業も見逃すことができません。

「健康福祉都市づくり」では、特別養護老人ホームみやまの里増床の助成をはじめ、(仮称)心の総合ケアセンター整備事業、須沢地区の総合健康センター整備の基本設計もあがっております。

「産業都市づくり」では、根知地区温泉活用事業をはじめ能生大平の自然林休養保全緑地整備事業、上路地区の山村振興センター建設、並びに山野草公園整備事業、親不知漁港整備事業、能生漁港の集会施設整備などを盛っております。

また、青海支所建設事業や能生支所改修事業など、幅広く繊細な予算であります。

最後に、米田丸の出航にあたり、夢と希望を持って、いきいきと活躍していただける市政の展開を基準とした施策を盛り込んだ予算編成は大いに評価するものであり、平成17年度糸魚川市一般会計予算に賛成するものであります。

ともにつくろう元気なふるさと糸魚川を着実に達成できますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長(松尾徹郎君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第51号、平成17年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長(松尾徹郎君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、平成17年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、平成17年度糸魚川市老人保健医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、平成17年度糸魚川市土地取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、平成17年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、平成17年度糸魚川市宅地造成事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案61号、平成17年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案62号、平成17年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、平成17年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号、平成17年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7 . 閉会中の継続審査及び調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第 7、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第 8 . 発議第 6 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 8、発議第 6 号、道路整備促進に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔 25 番 大矢 弘君登壇〕

25 番（大矢 弘君）

ただいま議題となりました発議第 6 号、道路整備促進に関する意見書について説明を申し上げます。

糸魚川市・能生町・青海町は平成 17 年 3 月に「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現をめざし、新市名「糸魚川市」として合併いたしました。

新糸魚川市は、その特異な地形・地質・気象条件から、これまで水害、雪害、地滑り、高潮等の大規模な災害が繰り返し発生しており、その都度住民の生命財産を守ることを最優先に、災害復旧事業や治山治水対策、高波などに人的・経済的な負担を余儀なくされてきました。

このため、社会資本の基盤整備は立ち遅れ、基幹道路や生活道路、上下水道、うるおいのある海岸、河川、公園の整備など、安心安全で快適な居住環境の整備充実を求める地域住民の声は、益々切実なものとなっております。

このなかでも、社会資本の基礎とも言える道路整備が特に立ち遅れており、新糸魚川市は、面積が 746.24 平方キロメートルと広大な上に、海岸線までせり出した山地により市域が分断されており、縦の道路の整備とあわせ横につなぐ道路の整備が強く求められております。

また、総面積の92.7%が山林等であり、中山間地域の道路整備の遅れは、人口の都市部への流出をまねき、山地や農地の荒廃を助長し、健全な国土の保全が図られない状況となっています。

現在「道路は全国隅々まで整備され、新たな道路整備はむだ遣いである。」との論調で、道路整備不要論が語られていることが多くなっていますが、道路整備の立ち遅れ対策が切実な課題となっている地方にとっては、まさに地方切り捨ての議論であり、とうてい納得できるものではありません。

よって、糸魚川市議会は政府に対し、地方の道路整備に関して以下の事項が実現されますよう強く要望いたします。

- 1 地方の道路整備を強力に推進するため、道路特定財源を一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
 - 2 合併による生活圏の拡大に対応するため、国道をはじめ主要幹線道路の高規格化やバイパス化、また立ち遅れている生活道路網の整備を、国と地方の適切な役割分担のもとに進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただいてご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

発議第6号、道路整備促進に関する意見書に反対の立場から討論いたします。

道路整備は当然のことではありますが、道路整備を特別扱いせず、総合的に考えなければいけない

問題であります。

本意見書の第1項にあげられているのは、道路特定財源を一般財源化することなく、すべて道路整備に充当せよということであります。社会資本整備としてやらなければいけないのは、道路だけではありません。交通関連でいえば鉄道や空港、港湾などがありますし、河川整備や治山・治水、土砂災害対策、海岸浸食対策、下水道整備も必要であります。一般財源化することによって、総合的に取り組む財源も確保されるわけであります。道路だけ特別扱いするという考え方は、もう時代に合わないと思います。一般財源化するのが財政の本来の姿であり、道路特定財源制度は即刻廃止すべきであると考えます。

先進国で最悪の財政状況の中で、道路だけ特定財源で確保しようとするのは、不況で苦しむ国民の生活感覚とかけ離れていると言わざるを得ないものであります。地域の実情に即した取り組みを求めることには賛成であります。これまでの延長線上の取り組みを求める本意見書には反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより発議第6号、道路整備促進に関する意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

時間が少々早いんですが、昼食のためここで休憩といたします。再開は午後1時から行います。よろしく願いいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第9．発議第7号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、発議第7号、特別委員会の設置についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

ただいま議題となりました発議第7号、特別委員会の設置について説明申し上げます。
名称は、港湾交通対策特別委員会であります。

定数は13人。

付議事件としまして、

- ・北陸新幹線建設促進と地域振興策の調査・研究
- ・松本・糸魚川地域高規格道路市内区間の整備区間への昇格
- ・姫川港貨物取扱い急増に伴う整備計画の早期完成
- ・糸魚川東バイパス押上～梶屋敷間の早期完成

設置期間につきましては、本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論には入りませんが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第7号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました港湾交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

港湾交通対策特別委員会委員には、甲村 聡議員、保坂 悟議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、笠原幸江議員、田原 実議員、保坂良一議員、猪又好郎議員、古畑浩一議員、山田 悟議員、大矢弘議員、畑野久一議員、野本信行議員。

以上、13人の議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時13分 開議

+

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま港湾交通対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には、畑野久一議員、副委員長には、甲村 聡議員。

以上であります。

日程第10．糸魚川市農業委員会委員の推薦について

議長（松尾徹郎君）

日程第10、糸魚川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会が推薦する2名の委員については議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については議長において指名することに決しました。

指名いたします。

糸魚川市農業委員会委員に、糸魚川市大字東塚 2 6 0 3 番地、比護フサ子さん、
糸魚川市大字上路 1 0 1 2 番地、高澤マスさん。

以上、2 名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました比護フサ子さん、高澤マスさん。以上、2 名の方を推薦することに決しました。

日程第 1 1 . 議員派遣について

議長（松尾徹郎君）

日程第 1 1、議員派遣についてを議題といたします。

上越 3 市議会議員合同研修会、糸魚川市・大町 2 市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村議会議員連絡協議会、市内の現状と課題の調査に、会議規則第 1 5 9 条の規定により、3 0 人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、3 0 人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会にあたり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 1 7 年第 2 回市議会定例会閉会にあたり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る 6 月 6 日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に、当面する主要事項 3 点につきましてご報告させていただきます。

まず、1 点目といたしまして、地域審議会の設置についてご報告申し上げます。

地域審議会は能生、糸魚川、青海の各地域に、それぞれ 2 0 名の委員構成で設置をいたします。

このうち一般公募の委員は、5月25日から6月10日まで応募の受け付けをいたしましたところ17名の方からご応募をいただきました。

現在、委員の選考作業を進めており、近日中に決定をいたしまして、7月25日の糸魚川地域を皮切りに8月2日には能生地域、4日には青海地域と、順次、第1回目の審議会を開催する予定で準備を進めております。

次に、2点目として、塩尻市との姉妹都市提携についてご報告申し上げます。

去る6月14日開催の市議会全員協議会において、塩尻市と姉妹都市の提携の意向を申し上げ、ご了承いただいたところであります。その後、6月23日には塩尻市でも、市議会全員協議会で了承されたとの連絡をいただいております。このことによりまして、今後両市で協議をしながら、姉妹都市の盟約の締結に向け準備を進めてまいります。

なお、旧能生町及び旧青海町のそれぞれ交流につきましては、今後、相手方との意向を踏まえて、議会の皆様方にもご相談をし、方向づけていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目として、ごみ処理施設炭化システムの運転引き渡しについてご報告申し上げます。

この件につきましても、さきの全員協議会でご報告を申し上げましたが、施設の改善工事が完了し、旧糸魚川地域広域行政組合の理事会において性能を確認しており、その結果を新市の議会に対して明確に示すようにとの組合議会の意見書の求めに応じて、性能確認データをお示したところでございます。

また、この全員協議会の集約を踏まえて、6月17日開催の文教民生常任委員会の所管事項調査として取り上げていただき、現地調査と机上調査を実施した上で、平成15年3月31日締結の性能保障に関する覚書の性能確認をしていただいたところであります。

今後は、本年3月18日に締結した運転引き渡しに関する覚書に基づいて、ごみ処理施設の運転の引き渡しを受け、地域循環型社会の形成に貢献する施設として、長期安定稼働に努めてまいります。

以上、当面いたしております主要事項3点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様方から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、いよいよ新市になって初めての夏を迎え、各地域で夏祭やイベントの準備が進められております。7月23日、24日におうみ祭り、7月30日、31日に糸魚川おまんた祭り、8月6日のう海上花火大会、8月27日に能生大うすまつりがそれぞれ開催されますほか、海や山での催しもたくさん計画しております。

いずれも祭りやイベントを通じ、地域の活性化やふるさとを愛する心を育み、また、市民のふれあいの場として長年開催されてきたものでありますが、特に今年は新市誕生の年でもあり、地域の垣根を取り払って市民全体の交流が図られるよう各実行委員会と連携して、より幅の広い市民の参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、市外からお出での皆様にも新しい糸魚川市を知っていただく絶好の機会でもあり、私も率先してPRに努めてまいります。議員の皆様方におかれましても、それぞれの立場からご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成17年9月市議会定例会の招集日を、9月5日（月曜日）とさせていただきます。

+

予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。
大変ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

これをもちまして平成17年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後1時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

+

議 員

+

議 員

+